

## 第304回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月15日(木) 14:57~16:45
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目6番地2  
愛媛県水産会館6階大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 林喜代行 藤田和也  
平井義則 武田晃一 中矢宏明 福島大朝 立花弘樹  
高木基裕 竹ノ内徳人  
(計12名)
  - (2) 県 農林水産部水産局水産課 若下課長 (事務局長)  
中島主幹 (事務局次長)  
田村資源管理担当係長  
宇野漁業調整係長  
東予地方局水産課 薬師寺課長  
東予地方局今治支局水産課 木原課長  
中予地方局水産課 鈴川課長  
南予地方局水産課 梶田課長  
南予地方局八幡浜支局水産課 八木課長  
南予地方局愛南水産課 中村課長  
(計10名)
  - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記  
(計3名)
  - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
  - (1) 第8次愛媛県栽培漁業推進基本計画の策定について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
  - (2) 愛媛県資源管理方針の変更について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申
  - (3) まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5管理年度における知事  
管理漁獲可能量の設定について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
  - (4) 新規の許可等について(諮問)

【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

5 報告事項

- (1) くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 資源管理の状況等の報告について
- (3) 広域漁業調整委員会の開催状況について
- (4) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

6 その他

7 議事の内容

**1 開会**

逢 阪 書 記 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから第304回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は高橋委員と中山委員が、都合により欠席ですが、委員定数15名に対しまして12名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの次第と、愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料6、1枚ものの資料7、ホッチキス留めした資料8、最後に1枚ものの、令和5年1月以降のスケジュールでございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

**2 会長挨拶**

佐々木会長 それでは開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。委員の皆様には、12月の大変お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は当委員会の運営に何かとお力添えをいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

さて、本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、付議事項が、第8次愛媛県栽培漁業推進基本計画の策定についてほか計4議題、また、報告事項が、くろまぐろ小型魚に関する知事管理漁獲可能量の変更についてほか計4事項となっておりますが、どうか慎重な御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

### **3 議事録署名人選出**

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、平井委員さんと、高木委員さんの御両名にお願いします。

### **4 (1) 第1号議案(第8次愛媛県栽培漁業推進基本計画の策定について(諮問))**

佐々木議長 これより議事に入ります。第1号議案、第8次愛媛県栽培漁業推進基本計画の策定についてを議題とします。事務局から説明願います。

逢阪書記 それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

( 諮問文朗読 )

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

田村係長 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。

武田委員 概要の4ページの中にあります、事業化推進魚種にメバルが新たに追加されているわけですけど、放流育成を推進するためには、放流効果がある程度見込めないといけないと思うんですけど、過去に調査実績はうちの県あるんですか。

それと、5ページの第4の放流効果実証事業に関する事項というところの、説明にもありましたけれども、第7次基本計画で、全長20センチ以下のキジハタの採捕の禁止を要請する。それで実際に、スーパーでも、20センチ程度のキジハタをよく目にするわけなんですけども、産卵の関係で30センチにスケールアップするという第8次計画になっておりますが、これ今も実際、実効性があまり伴っていないのに、そういう大きな30センチサイズを、第8次で4年先に大きな目標を掲げて、果たして実行されるのかどうかちょっと疑問があります。その辺を教えてください。

それと、4ページに技術開発促進種があって、新たにシマアジが入ってきているわけなんですけども、シマアジは過去に飼付け漁業が、日振とか戸島あたりでやったことがあると思います。その時はたしか、種苗生産段階で、イリドウイルスかなんかが発生して、途中で頓挫したような記憶がありますけども、シマアジというのは、養殖魚種として挙げているんだったら、6ページの目標とする技術開発の水準のシマアジは、横のブリと同じ矢印になるんじゃないかと思いますが、なぜEとかFまでになっているのか、その

辺を教えていただければと思います。

田村係長　メバルにつきましては、広島県から購入するように、今までも購入実績がありまして、広島県でメバルの放流効果は出ているというところで、愛媛県もメバルを放流魚の中に加えたところでは。

キジハタについては、説明にもありまして、28センチで成熟するということなんで、それまでに小さいものを獲ってしまったらいけないということで、30センチ。山口県が委員会指示で30センチ以下を獲らないようにしているということになりまして、30センチに変えているということです。

シマアジにつきましては、武田委員がおっしゃったとおり、飼い付け漁業で第6次で栽培漁業としての実績があります。栽培漁業としてはうまくいかなかったということで、養殖用に特化して、親魚養成とかそういったことをしているところでは。段階としては、生産技術は確立されているというところで、種苗生産のメニューの中に加えるようなことを考えております。

武田委員　シマアジは放流魚種ですか。

田村係長　養殖です。

武田委員　このEとかFというのは、養殖魚種ということですか。

田村係長　生産技術が確立されたということです。

武田委員　例えばEだったら、放流体制の整備とか効果実証のことしか書いてないじゃないですか。Fについても、栽培漁業の成立というのも、養殖の話じゃないんじゃないですか。

田村係長　こう書かれてあるんですけども、技術の話を中心に考えております。ちょっと表現が悪かったかもしれません。

武田委員　それと、キジハタなんですけど、30センチにしてこれ計画でそういった大風呂敷を広げて、果たして実行されるのか。要請はどういう形でするのか。それと要請された漁業者がそれを実行できるのかどうか、その辺は検討されてるんですか。

田村係長　大風呂敷かもしれませんが、今の20センチという状態では、再生産に繋がらないというところで、30センチにするということにしております。

立花委員　今キジハタのことで武田委員から話があったんですが、市場をもってる組合長さん、支所運営委員長さんなら分かると思うんで

すけども、海の温暖化によるのか、今まで釣れなかったオオモンハタなんか、すごく釣れるようになってきています。というのは、田村さんから話があったように、うちも愛媛県の漁業調整規則で決まってない部分でも、20センチ以上ぐらいのものも、基本的に漁業者が釣ってきた時も、釣らないでくれと。もし釣れてもリリースして、放してくれと。というのはイメージ的には、このサイズの本ハタ科のものを獲るとなると、僕もこの話に大賛成で、やはり本ハタ科は基本的にはかご漁業とか釣りが主になると思うんですけども、まき網とか刺し網はほとんどないものやと思うんですよ。だから僕は、キジハタの30センチというのは、他県と比較しても良いかなとは感じたんですけども。20センチ以下の本ハタ科は商品価値はなく、いらぬものを感じる。だから漁協でアカハタとかオオモンハタとかキジハタなんか来た時に、20センチなら、返していいんじゃないかなと思ったんで、僕の考え方としては、そういうので良いんじゃないかと感じました。

平井委員 20センチのものを放流して、28センチにするには、どれくらい年月がかかって、30センチになるにはどれくらい年月がかかるか教えてほしいです。

田村係長 3年ぐらいで20センチ。4年ぐらいで30センチだったと思います。

平井委員 分かりました。それで、第7次の時に、どうして20センチ以下というのを決めたかは分かりませんか。3年いうたら、放流してから長いんですよ、漁民にとっては。それが1年で10センチ太るといったら、もう1年辛抱してもらおうような形で、1年で成熟するという説明をしたらいいんじゃないかと思います。ただ、武田委員が言うのは、こういう方針にした時に、漁民が気持ちいいように納得して、今までどおりどんどん小さいようなのを獲るような場合には、30センチをもって、どういう対処法があるんかということを知られたんやないかと思います。本ハタは20センチだったら価値がないというのはテレビでも聞いておりますし、もう1年頑張ってもらおうというような感じで説明をしたらええんやないかと思います。この件に関しては、私は反対というのはありません。できたらもう1年辛抱してもらって成熟するという方に頑張ってもらいたいと考えています。

若下事務局長 第7次の20センチの時は、まだ資源量がそれほど多くなくてですね、その後最近キジハタの資源量が増えたということで、小さい魚は獲れなくても済むのではないのかなと。それは期待度が入ってまして、武田委員が心配されるとおり、それが本当に漁業者が実行できるようになるのかどうかというのは、確かに懸念はあり

ますけども、より大きくした方が、単価もすごく良いということも分かっておりますので、これは漁業者の方に丁寧に説明して、30センチでお願いしたいと、この5年間をかけて丁寧に説明して実現してまいりたいと考えております。

佐々木議長 武田さんよろしいですか。

武田委員 はい。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

高木委員 キジハタの件については私も賛成で、以前愛媛県と一緒に国の予算でキジハタとオコゼの放流の研究をしましたけども、20センチぐらいのやつが二束三文でスーパーで売られているのを見ると、あまりにも悲しくなりますので、もう1年我慢して、テレビで船上でも釣ってフォローアップし、イメージアップでそういうのを使って、実際に30センチをなるべく厳密にやって指導してもらいたいと思います。

あと、キジハタの件ではないんですけども、先程武田委員が言われたように、メバルですけども、7、8年ぐらい前に、メバルという種はなくなりまして、クロメバル、シロメバル、アカメバルというふうになりまして、メバルというのはいなくなったので、ここで書いてるメバルというのはどう考えたらいいのか。広島県からも聞きましたけども、広島県自体もこれはいかんぞということで、自分たちが作ってるものが結局何か分からないという現状になって、多分シロなんじゃないかなあと言って、結局分からずじまいで、何を使ってるのか分からないという状態になっているので、ここが4ページの科学的根拠に基づいた放流種の選定等を行うということに合致していないんじゃないかと思うんですけども、まずはメバルと言ってるのがなんなのかを明らかにして、それからやるべきであると思うし、それでもやるんだったら、メバル類とかいうことで押し切るということになるのかと思います。

田村係長 3種類あることは分かってはいたんですけども、メバルという総称で括ってここには挙げさせていただきました。科学的根拠というのは、見いだせないかもしれないですけど、広島県から買ってきて放流しているというところなんで、要望も強いというところなので、メバルを計画に入れさせていただけたらと考えているところです。

高木委員 愛媛県としては今後、それでよろしいんでしょうかというところですね。例えば自分たちで要望があるのであれば、自分たちが何を使っているのかということ分からないで放流しているという

ことになる、恥ずかしいなと思いますので、その辺も考えていただきたいと思います。

田村係長 広島県と連携を取りながら進めていきたいと思います。

高木委員 その辺も含めて進めていってください。

若下事務局長 今高木委員がおっしゃられたとおり、メバルが何メバルかつかめていないんですが、いわゆる従来のメバルであって、タケノコメバルであるとか、そういう他のメバルの種類ではないと。従前から我々がメバルと呼んでいた魚。学術的にはそれがクロメバルかシロメバルかとかそういう議論がなされているようではあるんですけども、我々は漁業者に理解ができるメバルという範疇であれば良いのかなというふうに思ったもので、こういう表現をさせていただきました。学術的にどうかと言われると、確かにどうかと疑問が残るところではあるんですが、栽培基本計画がそこまでの精密なところが必要かどうかというのは、私どもそこまで必要はないというような認識をしておりましたので、こういう表記にさせていただきました。

高木委員 そうすると、どうされるのですか。メバル類とするのですか。

若下事務局長 メバル類としますと、タケノコメバルとかが入ってしまうので、それは避けたいと。

高木委員 メバル括弧アカメバルとかになるのでしょうか。

若下事務局長 書くとしたらそういう形になります。今現在3種類書くとしたらそうなる、タケノコメバルなど他の完全に違うメバルはここでは想定していないということで、その辺工夫させていただきたいと思います。

高木委員 その辺をはっきりさせて、ちょっと書き方、進め方に疑問がございましたので。結局、私の立場としては、これみんな同種じゃないかと思ってるんですけども、それでも違うということが学会でも認定されているものですから、それはやっぱりまとめてやる必要がありますし、その一方で、色が違い、生態も違うと言われておりますので、そうすると、何なのかを明らかにするという努力を広島県さんと一緒にやって、その方針で良いのか水産庁に聞いた方が良いんじゃないかと思います。

佐々木議長 これ広島から種を入れるということで、その種の種類はこちらが選別するわけではないと。

若下事務局長　そうではなくて、我々がメバルだと思っていたものが、シロメバルがあり、クロメバルがありという話に学術的にはなっていたというところで、市場でそれが分けて扱われているわけではないので、今はそこまで分ける必要はないのかなというのが我々の考え方だったんですけども。先生がおっしゃるとおり、しっかり区別したほうが良いんじゃないかということに対しては、水産庁とも相談して考えさせていただいたらと思います。

高木委員　はい、分かりました。放流魚の第7次と第8次なんですけども、全然変わっていないので、変わっていない理由がどうなのかなと。先程少しおっしゃってましたけども、実際の現場の現状に従っているのかどうなのか。あまりにも全く同じ数字なので良いものなのかと。

竹ノ内委員　ちょっと関連するんですけども、第7次の放流後の育成に関する調査の事項のところ、これまで調査の成果とか、ちゃんとできているのでしょうか。なおかつ、放流効果イコール漁業者の所得向上とかそこにちゃんと繋げるのが放流事業の大きな目的だと思うんですね。なので、資源量が云々かんぬんも大事なんだけども、ちゃんと漁師さんのものになっているんだろうか。遊漁者が割と獲ってたりということも聞いてますので、特にキジハタなんかは割と獲られているということは聞いてますので、そういった部分も含めて、ちゃんと効果測定をされるのか気になりました。

田村係長　放流効果につきましては、市場調査を行って、マダイだったら鼻腔隔皮欠損、ヒラメだったら黒化でありますとかそういったものを経常的に続けてやっております。放流効果も見出しているところがございます。種苗放流の数につきましては、えひめ海づくり基金が主体となって放流しておりますので、その基金が経常的に放流するというところで、数を変えていないというところでは。

佐々木議長　放流事業については、所得向上になるのかと、つながっているのかの調査も含めて、今後8次の中では、そういうことも基本的に対応するんだということをはっきり。

田村係長　それは今ももうやっているところです。

佐々木議長　その成果が現状と合っていないということから委員の皆さんから疑問が出てくるわけなんで、そういうことも含めて、水産課の方で対応していただきたいと思います。余談ですが、広域の委員会で、キンメダイの問題があって、キンメダイは放流すると80パーセントまで標識のものが釣れとるんだという報告がありました。これはすごいなど。定着性がそこまであるのかなという気はした



んですが、そういう報告もあるんで、愛媛県も第8次については、放流効果について、十分検証して報告ができるような体制をお願いしたいと思います。

高木委員 生産目標の変更が無いのはどうしてでしょうか。

平井委員 これは予算の問題なんです。基金で運用しておりますんで、中々今利回りとかなんもかんもが、かなり下がっている状況で、維持するのがもう一生懸命で、やりくりしての維持なんです。本来なら少しずつでも増やしていくべきですが、現状として、昨年のをマックスにして頑張っていこうやというのが現状で、また投資したる金額が入るようになったら、当然増やしていくんやけど、本来なら下がっていくような現状なんやけど、下げるわけにいかんいうわけで、何とかやりくりしているのが現状です。

高木委員 これは目標ですけども、実際すでにクリアしているんですか。

平井委員 大体クリアしています。私も海づくりの代表者になって、なんとか今年も例年の放流ができたということで、今のところやっております。

高木委員 もう一点、これは今回回答をいただかなくてもいいんですけども、7、8年前に人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減させるための技術的指針というのができたんですけども、今回関係するのは、指針に載っているのは、マダイ、ヒラメ、クルマエビ、トラフグなんですけども、特にマダイは、養殖用種苗は放流に用いられるべきではないと言ってるんですけども、愛媛県の今の現状と今後、もしそれに反するのであればどうするのかを、この場ではいいので、私の方に御回答いただけたらと思います。

若下事務局長 後程検討して、回答させていただきます。

武田委員 先程回答いただいたシマアジの件ですが、ちょっとよく分からなかったんですが、6ページの表にあるシマアジというのは、放流魚種ではないですね。だったらAとBまでの矢印のところにおくべきじゃないかなと思うんですけど。栽培漁業の対象種ではないんだったら、シマアジの矢印はスマとかブリと同じ並びになるんじゃないんですか。

若下事務局長 私どもがここで言いたかったのは、すでにシマアジも養殖用種苗の生産が軌道に乗っていると。技術開発ができていると。栽培漁業として放流して回収するということはできてないのですが、そうじゃなくて、養殖用種苗の生産については、事業化できている

という判断でここに位置させていただいていると。ここは栽培漁業の話をしながらか、なんで養殖用種苗のことになっているのかそこは違和感はあるかもしれないですけど、ここの矢印はそういう意味で、スマはまだ開発段階であると、今後のことなんですけど、シマアジは実はもう生産して売ろうかというところまで技術開発は進んでいるという判断で、E、Fというところにしております。

武田委員 E、Fは栽培漁業のことしか書いてないんじゃないのかということですか。これは栽培漁業の基本計画なんですよ。養殖漁業とは関係ないでしょ、まず。

若下事務局長 委員がおっしゃっているのは、栽培漁業としての成熟度がE、Fに達していないにもかかわらず、種苗生産技術が十分なところまではいってきているということに対して、それは違うという御指摘ですか。

武田委員 過去にあったのは、海洋牧場を作るという名目で、飼い付け漁業をやった経緯があるから、この計画に入ってきてたと。今は種苗放流の対象種じゃなくて、養殖対象種とするんだったら、栽培漁業の推進基本計画の中に入れるのはおかしいと感じたんですよ。

若下事務局長 養殖魚種としてのものが、ここの対象種に入ってくることそのものがおかしいということですか。過去も、養殖しかしてない魚なんだけども、一応全部入れておいて、その対象にできるように幅広くやってきた経緯があります。

武田委員 シマアジは逆じゃろう。今までやってきて、飼い付けで失敗したから、その時にイリドウイルスに侵されて種苗生産がうまくいかなかった経緯があるので、その段階で、栽培対象種としては入れてたけど、今は放流魚種じゃなしに、栽培対象魚種じゃなしに、養殖魚種としてとらえるんだったら、ここの栽培漁業の基本計画の中にシマアジという名前が入ってくるのがおかしいんじゃないかなと。

佐々木議長 養殖種苗で種苗が生産されておるので、放流事業にその同じ種類があがることに問題があるというの。そういうことはないやろ。そりゃ今までブリもあればスマもあるし。シマアジは今までなかったけど、放流事業に入れたと。それに違和感があるという話は我々は分かりにくい。

武田委員 スマとブリに矢印が付いてるんだったら、シマアジも同じ矢印が付くんじゃないですかということですか。

佐々木議長 漁業者の立場から言ったら、シマアジも放流してもろたらいいんじゃないかというところがあります。

若下事務局長 武田委員がおっしゃっているのは、技術レベルが低位のレベルじゃないかという御意見です。なので、入ること自体は構わないという。

武田委員 そうそう。

藤田委員 今言いよることは、養殖か、放流かのことを言いよるんじゃないですか。

若下事務局長 ここで記載しているのは、放流も養殖も全部記載しております。いわゆる、生産と放流並びに水産動物の育成の技術に関する事項ということで、養殖魚種も含めて全部記載させていただいているんですけども、武田委員がおっしゃっているのは、その中は分かったけども、技術レベルはここまで言っているのかという話かなと。

藤田委員 これは栽培基本計画で、放流のことでは。

若下事務局長 放流する方がメインなんですけど、ただ種苗生産の技術としては、ここの中に全部入る余地のある技術の開発に関する事項ということで、すべて入れておいて、幅広く取っておいて、その中で実際に放流するやつ、しないやつというのは出てくると。

藤田委員 漁業者にとっては、両方良いんじゃないかなと思います。

若下事務局長 矢印の位置を変えたらどう影響するかを検討させていただければと思います。

佐々木議長 意見はたくさん出ましたが、一応こころで締め切りいたしましたとお諮りいたします。第1号議案、第8次愛媛県栽培漁業推進基本計画の策定については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

#### **4 (2) 第2号議案(愛媛県資源管理方針の変更について(諮問))**

佐々木議長 続きまして、第2号議案、愛媛県資源管理方針の変更についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢 阪 書 記　　それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

田 村 係 長　　（ 資料に基づき説明 ）

宇 野 係 長　　（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長　　説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺います。

高 木 委 員　　目標管理量なんですけども、タチウオとイセエビとタコ類とアワビがかなり低いんですけども、特にタコなんかは無いに等しいんですけども、目標管理量として目指すと書いてあるんですけど、具体的にはどう進めるんですか。

田 村 係 長　　資源管理計画のことなんですけど、たこつぼの操業を周年から2か月休漁するとかそういったもので、増殖を図るといような計画を立てようとしていたところです。

佐々木議長　　他に御意見ありませんか。

委 員 一 同　　（ 意見なし ）

佐々木議長　　御意見もないようですので、お諮りします。第2号議案、愛媛県資源管理方針の変更については、今後の軽微な修正等につきましては、水産庁とさらに詰めていただくこととして、先ほど説明のあった原案で変更することに差し支えなく、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委 員 一 同　　（ 異議なし ）

佐々木議長　　御異議ないようですので、そのように決定します。

#### **4 （3）第3号議案（まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問））**

佐々木議長　　続きまして、第3号議案、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢 阪 書 記      それでは、資料 3 の 1 ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇 野 係 長      （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長      説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委 員 一 同      （ 意見なし ）

佐々木議長      御意見もないようですので、お諮りします。第 3 号議案、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委 員 一 同      （ 異議なし ）

佐々木議長      御異議ないようですので、そのように決定します。

#### **4    (4) 第 4 号議案（新規の許可等について（諮問））**

佐々木議長      続きまして、第 4 号議案、新規の許可等についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢 阪 書 記      それでは、資料 4 の 1 ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇 野 係 長      （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長      説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

高 木 委 員      慎重に許可を進めるとのことなんですけども、どういう慎重なのかと伺いたいです。新規に漁業をする人が少なくなっている中で、入ってくるのは良いことなんじゃないかと思うんですけど、これは全くの新規か、他の漁業からうちがもらいたいということなのか、そこら辺を具体的に教えてもらいたいです。

宇 野 係 長      知事許可漁業に関する公示につきましては、事前に知事許可漁

業の許可等に関する取扱方針の別表1、別表1の2、別表3に定める制限措置により公示をすることについて、漁業調整委員会に諮問をしまして、皆様の承認を得ております。実際に、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針は、操業区域を大きく設定しております。その中で宇和海でしたら、宇和海全域で、操業区域をまとめて書いております。それをそのまま公示しますと、広い宇和海において、個別の操業区域に関して誰でも手を挙げて、漁業紛争が生じる可能性があります。具体的に、いわし、あじ、さば機船船びき網漁業について申し上げますと、制限措置が漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内という定めになっております。これに対して、取扱方針に定めるとおり公示をしますと、宇和海の全域の漁業者が手を挙げるできるようになりますが、実際に、それぞれの共同漁業権の中で操業できる隻数は、すでに調整が行われておりました。これをむやみにほかの地域の人が手を挙げて、その地域の許可隻数を増やすとなると、調整が取れていない状況にあっては、紛争の種になってしまいます。そこで、事前に調整委員会にお諮りしておりますが、このような非常な繊細な取り扱いをする漁業につきましては、そこに元々許可のあった方の止められた隻数の分では許可をしないという扱いにさせていただいております。

2つ目の質問は、新規の方を積極的に許可してはどうかという御質問であったかと思うんですが、よろしかったでしょうか。

高木委員 いえ、全く新規の人なのか、どういうバックボーンをもっているのかということです。

宇野係長 今回の1隻、4隻と公示をかけている隻数についてということでもよろしいでしょうか。こちらの方々については、今はすでに認可の指定期間は切れているんですが、元々船を取得した際には操業をするということで、漁業の認可を受けておりました。ただ認可の指定期間は1年と定められておりました。その期間に船を用意できなかったということで、指定期間が切れてしまいましたが、また船を新たに取得した際にはすぐに操業されたいということで公示の要望がありましたので、今回調整委員会の方にお諮りさせていただいております。

高木委員 経験者とかそういうことなんですね。他の漁業をされてたということですね。

宇野係長 はい、そのとおりです。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第4号議案、新規の許可等については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

## **5 報告事項(1)くろまぐろ(小型魚)に関する知事管理漁獲可能量の変更について**

佐々木議長 続きまして、報告事項に移ります。くろまぐろ小型魚に関する知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪係長 資料5を御用意ください。内容の詳細につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 ただいま、水産課から報告があった、くろまぐろ小型魚に関する知事管理漁獲可能量の変更について、委員の皆さんから、御質問等はございますか。

福島委員 2か月ごとにトン数を決められておるという意味合いでよろしいのでしょうか。

宇野係長 トン数は1年間を四つの期間に分けて、3か月ごとに漁獲可能量を設定しております。

福島委員 今回八幡浜漁協の市場の方で、くろまぐろの制限をかけて、漁師さんにある程度御理解をいただいたんですけども、毎年この数量でいくということによろしいんですか。

宇野係長 漁獲可能量につきましては、国から毎年配分があるのですが、それは年によって変動します。今年は12.7トンでしたが、来年は本県の漁獲枠の消化の状況によっては、追加でいただいたり、他県と漁獲可能量を交換したり、もしくは他県に譲ったりした場合には、追加で漁獲可能量をいただけるという仕組みになっております。

福島委員 来年度の枠というのは、変更配分と今出てるこの数量を基本に

するんですか。

宇野係長 県内の四つの期間の配分量というのは、過去の実績に基づいて、基本的には案分することになっています。これまでは春先に漁獲が多かったので、漁獲枠を春先に集中させて配分させるような方法をとっておりました。ただ今年に関しましては、8月に想定外の漁獲がありましたので、次年度枠を決めるときにはそのことも考慮しながら枠の方を決めさせていただけたらと思っております。

福島委員 海的环境が変わって、くろまぐろが上ってくるようになったので、愛媛県もしっかりこの枠を増やすというか、国の方にしっかり枠取りをしてもらうことをお願いします。

平井委員 今福島委員さんが言われたとおりで、まぐろやけん難しいやろうけど、働きかけを願いたいのと、県の保留は、パーセンテージで決まってるんですか。12.7トンに対してこれぐらい保留というのは決まってるんですか。県独自の判断でやっとなるんですか。

宇野係長 こちらは愛媛県資源管理方針の方に、最低1トン、もしくは当初配分の概ね一割をまず留保としておくことを決めさせていただいております。先程御承認いただきました変更前の案では、国から追加配分があった場合は、全て留保に入れるという扱いをしております。今回それを弾力的にどちらでも解放できるようにということで、御承認いただいたところです。

平井委員 それは色々考えがあるやろうと思うんですが、私が言いたいののは、1トンはせないけんいう決まりがあるんやったら、もうちょっと例えば0.4トンぐらいは保留を減らして少しでも漁止めをささんような方向性を考えないけんのやないかと思えます。

宇野係長 今回御承認いただいた一部改正の案によりまして、そちらも可能になりますので、今後より柔軟に対応させていただきたいと思えます。

平井委員 はい、お願いします。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御意見がないようでございますので、次に移ります。



## **5 報告事項（2）資源管理の状況等の報告について**

佐々木議長 続きまして、報告事項の2、資源管理の状況等の報告についてを報告願います。

逢阪書記 資料6を御用意ください。内容の詳細につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたら、お願いします。

武田委員 この報告の中で、水揚げのあるなしの内訳が右の方ですよ。これを見ていきよったら、津倉支所が報告者ゼロなんだけど、右の方を見たら、水揚げなしが14なんだけど、どういうことでしょうか。

宇野係長 報告者数につきましては、現在最新の報告がある者について書かせていただいております。津倉支所さんでは、令和3年以降御報告がないのでここをゼロとさせていただきます。

武田委員 一番右の分を報告者としているわけですか。

宇野係長 許可者が令和4年1月1日現在で、報告者がほぼ令和4年10月現在の報告者数を書かせていただいております。

武田委員 はい分かりました。

平井委員 津倉ですが、名前が変わって志津見になっております。調査した時は津倉やったかもしれませんが。

宇野係長 以降気を付けます。

高木委員 弓削支所と岩城生名支所は許可者数がゼロというのはどういうことなのか。三崎漁協の報告者数がゼロなのはこういったことからでしょうか。

宇野係長 弓削支所さんと岩城生名支所さんは知事許可漁業の許可をもっている方がおられないのでゼロとなっております。

高木委員 漁業者さんはいないということですか。

宇野係長 養殖とか漁業権漁業をなさっているということです。あと自由

漁業も許可は必要ありませんので、報告者数のカウントには入りません。三崎漁協さんにつきましては、提出の指導をさせていただいておりますが、まだ応えていただけていない状態ですので、引き続き、指導の方をしていきたいと思っております。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 特に御意見もないようでございますので、次に移ります。

### **5 報告事項(3) 広域漁業調整委員会の開催状況について**

佐々木議長 続きまして、報告事項の3、広域漁業調整委員会の開催結果についてを報告願います。

逢阪書記 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたら、お願いします。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 特に御意見もないようでございますので、次に移ります。

### **5 報告事項(4) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について**

佐々木議長 続きまして、報告事項の4、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議についてを報告願います。

莚田書記 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただ今の報告について御意見等ございましたら、お伺いします。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 特に御意見がないようですので、以上で報告事項を終わります。

## **6 その他**

佐々木議長 以上で、本日予定している議題は全て終了しましたが、その他何かございませんか。

逢阪書記 その他といたしまして、1枚ものの資料としまして、今後の委員会等のスケジュールをお示ししております。  
( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 他に何かありませんか。

若下事務局長 第1号議案について、修正が生じるかもしれません。全体としては御承認いただいたとのことですが、例えば矢印をどうしようとか、そういったことでもしかしたら修正が生じるかもしれませんが、それは事務局に御一任いただければと思います。その結果については、次回の調整委員会で報告させていただきたいと思います。あと、御質問いただいた武田委員ほか、意見集約させていただくのに連絡させていただくこともあるかと思いますが、その際には御協力をよろしくお願いいたしますと思います。

佐々木議長 それは課長の提案のとおりと決定します。その他何かありますか。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 ないようでございますので、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。皆さん御協力ありがとうございました。

16時45分 閉会